

建 技 第 536 号
令和 6 年 3 月 25 日

部内各所属長 殿

土 木 部 長

建設現場の遠隔臨場に関する試行について

このことについて、建設現場の遠隔臨場に関する試行要領を改定し、以下のとおり実施することとしましたので通知します。

1 実施方法

別添の建設現場の遠隔臨場に関する試行要領（令和 6 年 4 月 富山県土木部）のとおり

2 適用

令和 6 年 4 月 1 日以降に作成する設計書から適用する。

（事務担当 建設技術企画課技術指導係）